

# ● 自動車交通のマネジメントを進めます

都心に目的のない通過交通の分散化と適切な誘導により自動車交通総量の低減を図るとともに、冬期交通の需要調整などにより、冬期間においても快適な交通環境の創出に努めていく必要があります。

## 1.

### 通過交通対策

都心内の限られた道路空間における交通需要の適正化や交通課題を解消するため、都心に目的のない通過交通の分散化と適切な誘導を図ります。

■ 道路情報施設の現況写真



#### 1. 道路ネットワークの充実

- 長期的な道路網整備
- 道路案内標識の整備・再編

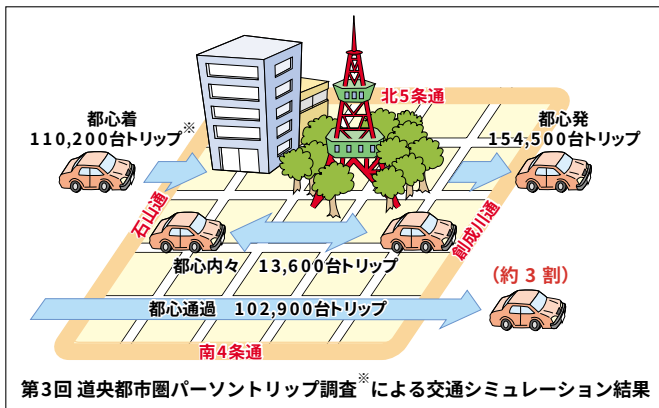
#### 2. 道路交通情報提供施設の配置

- 適所における効果的、具体的情報の提供

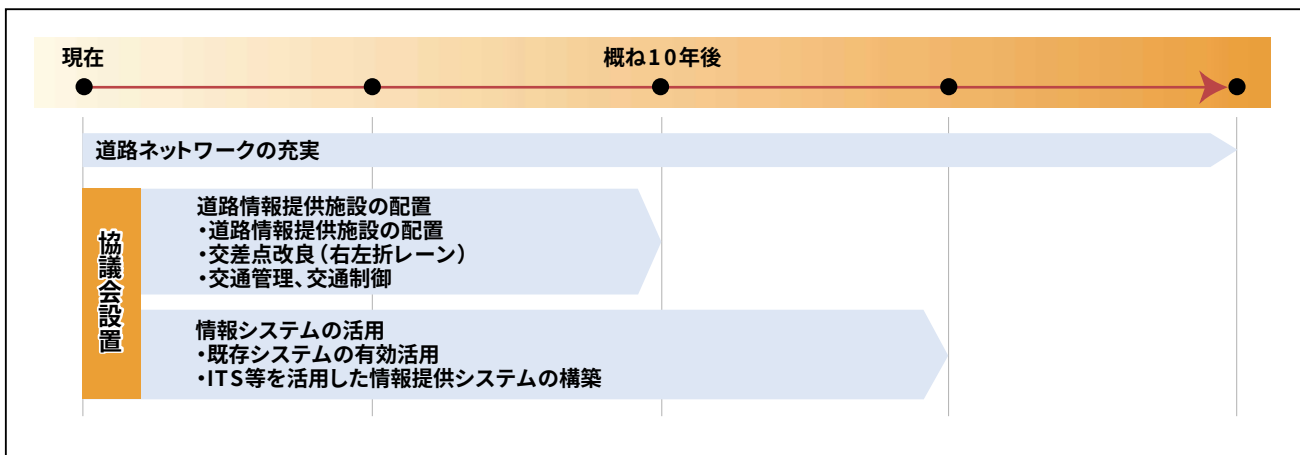
#### 3. 情報システムの活用

- VICS<sup>※</sup>、インターネット、携帯電話の活用
- ITS<sup>※</sup>などを活用した情報サービスの高度化

■ 都心の自動車交通の約3割が通過交通



### ■ 主要施策とプロセスプラン



## 2.

### 冬期交通対策

効率的・効果的な雪対策を進めるとともに、市民や都心事業者との協働による取り組みを進めます。また、情報提供システムの構築や豪雪時などにおける交通需要調整により、円滑な冬期交通の実現を図ります。

#### 1. 除排雪・路面管理の効率化

- 路面管理基準に基づくサービスレベルの確保

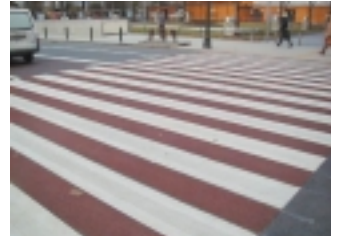
#### 2. 都心パートナーシップ<sup>※</sup>制度の導入

- 都心部交差点排雪
- 砂まきアダプト制度

#### 3. 冬期交通の円滑化

- ① 冬期情報提供システムの構築
- ② 豪雪時などの情報共有体制の更なる充実

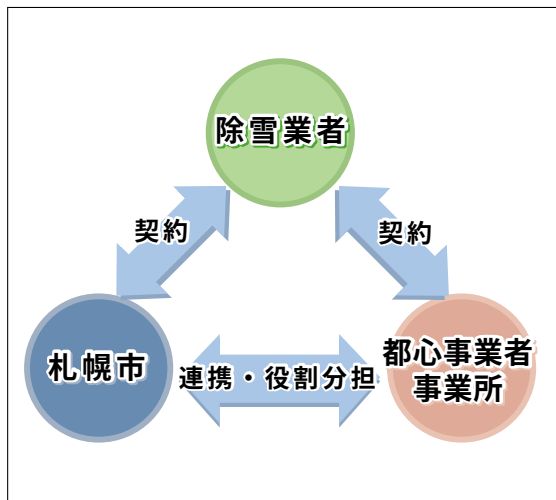
■ 凍結路面対策（樹脂系舗装）



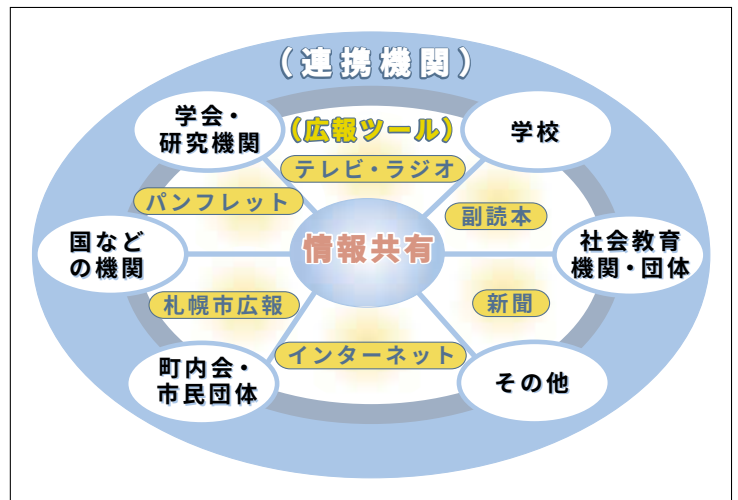
■ 凍結路面対策（マジックサークル）



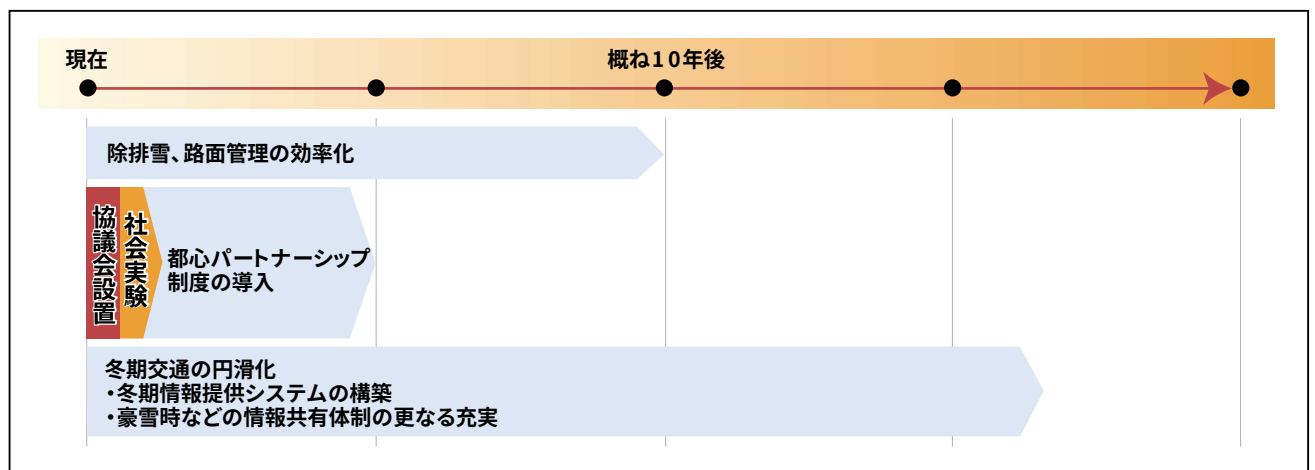
■ 都心パートナーシップ制度のイメージ



■ 情報共有体制のイメージ



#### ■ 主要施策とプロセスプラン



# ● 自転車利用の環境整備を進めます

自転車は、自由度が高く経済的で利便性が高く環境にもやさしい交通手段であることなどから、その利用が急増しています。一方で、この利用の増加によって、特に都心部の歩道上において、歩行者との錯綜による交通安全上の問題や無秩序な駐輪による問題が発生しています。これら自転車交通の問題の解決にあたっては、利用ルール・走行空間・駐輪場所といった3つの視点から総合的な対策を進め、歩行者や自動車と共存できる利用環境を創出していく必要があります。

## 1.

### 走行空間対策

歩行者の安全性・快適性向上のために、自転車利用の適正化とともに、道路状況に応じた自転車走行空間の確保とネットワーク化を進めます。

#### 1. 自転車利用の適正化

- 走行空間の整備
- ルールの周知徹底
- マナー教育

#### 2. 都心自転車ネットワークの形成

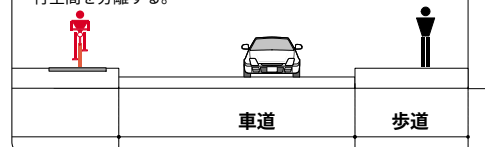
- 骨格軸を中心に歩行者・自転車の分離
- 周辺自転車専用道、公園施設との連携



#### ■ 自転車走行空間のあり方

##### ① 自転車専用走行レーンの設置区間

オープンスペースなどに併設して自転車専用の走行空間を設け、物理的に歩行者空間や自動車走行空間と自転車走行空間を分離する。



##### ② 歩道上自転車通行可※区間

###### ・自転車走行レーンの設置区間

歩道空間の広い歩道上自転車通行可区間において、歩道上に自転車の走行空間を設け、歩行者と視覚的または物理的に分離する。ただし、自転車の走行にあたっては、歩行者の安全を最優先に通行することを原則とする。



###### ・自転車走行レーンのない区間

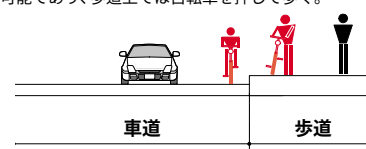
歩道上自転車通行可区間については、歩行者の安全を最優先に通行することを原則とする。



##### ③ 歩道上自転車通行不可区間

###### ・歩道上自転車走行不可区間

歩道上自転車通行不可区間については、自転車は路側帯のみ走行可能であり、歩道上では自転車を押して歩く。





## 2.

### 駐輪対策

附置義務条例に基づく駐輪場整備の促進とともに、自転車等放置禁止区域の設定に併せた公共目的の路外駐輪施設の整備に取り組めます。また、暫定的な対応として路上駐輪施設の拡充を図ります。

■ 都心部暫定路上駐輪場



#### 1. 路外駐輪施設の整備

- 附置義務条例による路外駐輪施設の拡充
- 自転車等放置禁止区域<sup>\*</sup>の設定

#### 2. 路上駐輪対策

- 暫定路上駐輪施設の拡充
- 路上駐輪アダプトプログラム<sup>\*</sup>の導入

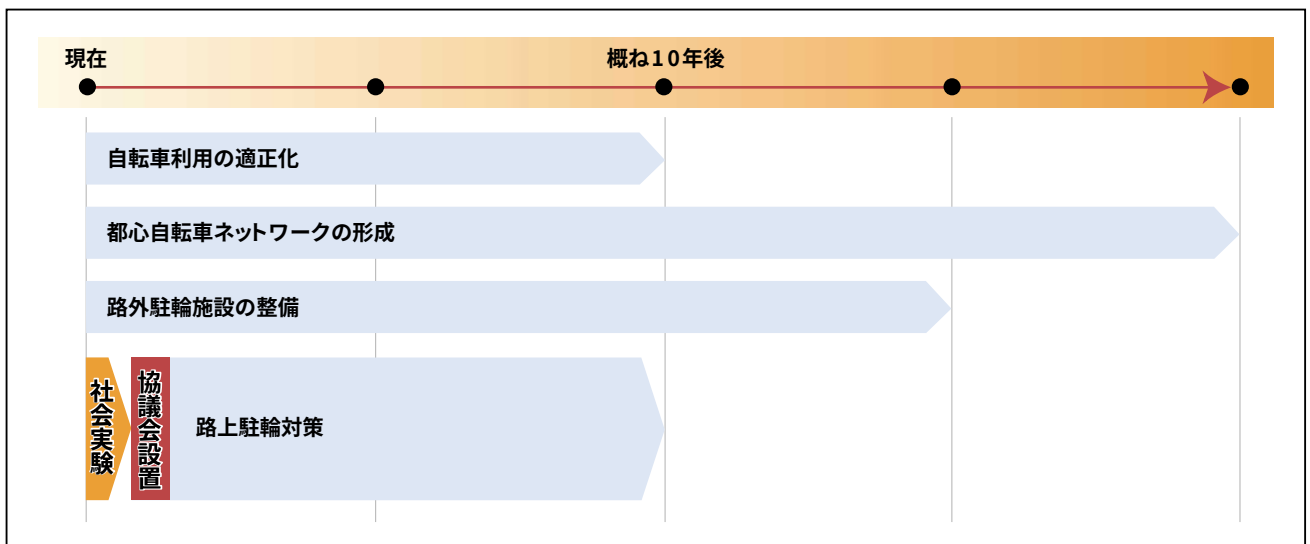
■ 路上駐輪アダプトプログラム実施状況  
(平成15年度 社会実験)



■ 札幌駅 北口駐輪場



#### ■ 主要施策とプロセスプラン



## Q1 自転車は車なの？



**A** 自転車は車です。法律では、自転車は荷車や馬車と同じ軽車両の一つで、軽車両は自動車と同じ車両の一種です。

## Q2 自転車は歩道を走ってはいけないの？



**A** 自転車は、歩道を通ってはいけないうことになっており、原則とし車道の左側を通行しなければいけません。ただし、「歩道を自転車が通ってもいいよ」ということを示す標識（下の写真）があれば、自転車は、歩道を通ることができます。この場合、次の点についてルール化されています。

- ① 自転車は車道よりの部分をゆっくりと走行し、歩いている人の通行を妨げるようになる場合は、いったん止まらなければいけません。



自転車通行可規制看板

- ② 道路を横断するときは、近くに自転車横断帯があれば、そこを通行しなければいけません。ただし、自転車横断帯がなく横断歩道がある場合には、自転車から降りて渡らなければいけません。



自転車横断帯と横断歩道

| ①原則として車道の左側                                                                                                | ②自転車道がある区間では自転車道                                                         | ③ただし、通行が許可された歩道においては、歩道も通行可                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>民地側<br/>歩道<br/>車道</p>                                                                                   | <p>民地側<br/>歩道<br/>自転車道<br/>車道</p>                                        | <p>民地側<br/>歩道<br/>自動車歩行道路<br/>車道</p>                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●車道通行の原則（道路交通法第17条(1)）</li> <li>●車道の左側寄り通行（道路交通法第18条(1)）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車通行の原則（道路交通法第63条の3）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路標識等により通行可（道路交通法第63条の4(1)）</li> <li>●中央より車道寄りを通行（道路交通法第63条の4(2)）</li> </ul> |

# 自転車利用に 関

## Q3 自転車に乗るときに守らなければいけないことは？



**A** 守らなければいけないこととして、主に以下に示すことがあげられます。

- ① 交差点、踏切の手前等では自動車などの前に割り込んだり、車の間を縫って前に出たりしてはいけません。



- ② 自転車が並んで走ったり、ジグザグ運転、手ばなし運転等をしてはいけません。並んで走った場合は、最高で二万円の罰金となります。



## Q4 交差点の通行方法は？

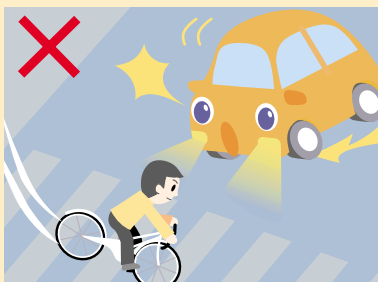


**A** 信号機のある交差点では、信号に従って通行しなければいけません。歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、これに従わなければいけません。また、信号機のない交差点で、一時停止を示す標識がある場合は、いったん止まって安全を確認しなければいけません。一時停止の標識を無視してそのまま交差点に入った場合には、最長で三ヶ月の懲役または最高で五万円の罰金となります。



# するQ & A

③ 夜間にライトをつけないで走ってはいけません。ライトをつけないで走った場合は最高で五万円の罰金となります。



④ ブレーキが故障したまま走ってはいけません。故障したまま走った場合は、最高で五万円の罰金となります。



⑤ 道路を渡ったりユーターンしようとするときは、道路が良く見渡せる所を探して、安全を確認してからでなければいけません。



## Q5 自転車をとめておくときの注意点は？



自転車をとめておく場合は、駐輪場に置くようにするなどして、歩行者や他の車両等が通るときに、邪魔にならないようにしなければいけません。車いすなども通れるように十分な幅を確保しましょう。また、点字ブロックの上に置いてはいけません。



## Q6 道路を管理している人はどんなことをしているの？



主な取り組みとして以下に示すことがあげられます。

- ① 道路を快適に歩くことができるように、歩道にとめている自転車を整理したり、自転車を使っている人に対して、マナーが良くなるように、啓発活動を実施しています。
- ② 看板を設置し、自転車利用者に対するマナーを啓発しています。
- ③ 自転車が利用しやすいように駐輪場の整備計画を進めています。

## Q7 警察の人はどんなことをしているの？



歩行者や自転車が安全に道路を通ることができるように、自転車利用者に対するマナーについての啓発活動を実施しています。また、歩道上で歩行者と自転車が衝突した場合は、交通事故等として取り扱っています。

## Q8 どうすれば自転車も歩行者もみんなが使いやすい道路になるの？



自転車利用者は自転車の放置などをやめてルールを守って運転し、車を運転する人は路上駐車をやめて自転車や歩行者に気を配りながら安全運転するよう心がけるなど、それぞれの立場でみなさんが思いやりを持って移動することがいちばん大事なことです。そのために、道路管理者・警察・学校等において、道路利用のマナーやモラルの啓発等を行うとともに、行政などが駐輪場の整備などを行っています。

札幌市交通安全運動推進委員会では、安全な自転車利用に向けて、自転車事故の状況や主な交通ルールなどを分かりやすく記述した「セーフティ 自転車ライフ」という冊子を札幌市内のすべての中学生・高校生に配布しています。





# 用語解説

|     |                         |                                                                                                                                                                      |
|-----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| P 9 | ※ ICカード                 | ▶ 一般にはクレジットカード等と同形状のプラスチックカードに、マイクロプロセッサやメモリーなどのIC (Integrated Circuit：集積回路) チップを内蔵したもので、利用額や乗降情報などのコントロールおよび記憶を可能にしているカード。                                          |
|     | ※ 優先信号システム              | ▶ 路面電車の信号待ち時間を短縮するため、電車の接近を感知して青時間を延長したり、赤時間を短くしたりする方法や、電車の通行に合わせて信号の変わるタイミングを設定する方法などにより、電車の利便性向上を目的とした信号システム。                                                      |
|     | ※ GPS-AVM配車システム         | ▶ (Global Positioning System - Automatic Vehicle Monitoring) 衛星を利用してタクシーの位置情報を把握し、配車を効率的に行なうシステム。                                                                    |
| P10 | ※ P & R (パークアンドライド) 駐車場 | ▶ 自宅から地下鉄などの駅までマイカーを利用し、駅近くに駐車して (Park)、地下鉄などに乗り継いで (Ride) 目的地に至る方法をいい、マイカー通勤者などがスムーズに公共交通機関に乗り換えられるように、地下鉄駅周辺などに設けられた駐車場。                                           |
|     | ※ アクティビティ               | ▶ 憩い集うだけでなく、魅力と活力を高める人々の多様な社会活動のこと。                                                                                                                                  |
|     | ※ バリアフリー化               | ▶ 公共建築物や道路、住宅などで高齢者や障がいのある方にも配慮された設計。                                                                                                                                |
| P11 | ※ LRT                   | ▶ 今までの路面電車とは異なり、低床で乗り心地がよい、高齢者や障害者に優しい公共交通機関。海外での導入例では、都心部だけでなく郊外まで伸びることで、高速走行を実現しており、バスや従来の路面電車を上回る輸送力をもつ交通機関となっている。                                                |
|     | ※ モール                   | ▶ 都心を活性化させることを目的に、歩行者空間を質的に改良し、歩行者の安全性確保や自由空間の確保を図った道路。歩行者専用通路の形態をとる「フルモール」、歩行者専用空間内に路面電車やバスなどの路面公共交通機関を導入した「トランジットモール」、歩行者通路と自動車通行路で構成されるが自動車交通抑制策を行う「セミモール」がある。    |
| P13 | ※ ミニデポジット               | ▶ 配送荷物の中継場所。                                                                                                                                                         |
| P14 | ※ 共通駐車券                 | ▶ 一定の地域内の商業施設を利用する人々が、一定地域内のどこの駐車場を利用しても、特約駐車場としてのサービスを受けられる駐車券。                                                                                                     |
| P15 | ※ VICS                  | ▶ Vehicle Information and Communication System。FM多重放送や道路上の発信機から受信した交通情報を図形・文字で表示するシステム。VICSセンターで編集・処理された渋滞や交通規制などの道路交通情報をリアルタイムに送信し、カーナビゲーションシステムに表示する。              |
|     | ※ ITS                   | ▶ Intelligent Transport Systems。最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。                                                     |
|     | ※ 台トリップ                 | ▶ 自動車交通量の単位。1回移動すると1台トリップと換算。                                                                                                                                        |
|     | ※ パーソントリップ調査            | ▶ 人の動きに着目し、その起終点、目的、利用交通機関などに関する調査。将来的な交通計画などを策定するための基礎資料として利用されている。                                                                                                 |
| P16 | ※ パートナースhip             | ▶ 市民・企業・行政が対等な立場で、それぞれの役割を担いながら連携・協働すること。                                                                                                                            |
| P17 | ※ 歩道上自転車通行可             | ▶ 普通自転車が歩道内を走ることを可とするルール。歩道上に普通自転車が通行すべき部分が道路標識等によって指定されている場合は、その指定されている部分を走行し、指定がない場合は歩道の中央から車道寄りの部分を走行する。歩道ではあくまでも歩行者優先なので、必ず徐行をし、歩行者の通行に支障のある時には、自転車を降りるか一時停止をする。 |
| P18 | ※ 自転車等放置禁止区域            | ▶ 自転車や原動機付自転車の放置が条例により禁止されている区域（この区域内では札幌市が即時撤去可能）。                                                                                                                  |
|     | ※ アダプトプログラム             | ▶ ボランティアとなる地元住民や企業が、道路や公園など地域の共有財産である公共施設や空間を、管理者との契約に基づき、定期的、継続的に代替管理すること。                                                                                          |